

京都市みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針の理念に沿った建築物等に対し、みやこユニバーサルデザインハートマークを活用した、みやこユニバーサルデザイン適合建築物マーク（以下「適合ステッカー」という。）及びみやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク（以下「優良プレート」という。）を交付することにより、みやこユニバーサルデザインの普及、啓発を図り、もってすべての人にやさしい心のこもったまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「法」という。）、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（以下「令」という。）及び「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(適合ステッカーの交付基準)

第3条 適合ステッカーの交付基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- (1) 法第14条第1項に規定する特別特定建築物の建築等にあつては、令第10条に規定する建築物移動等円滑化基準(法第14条第3項に基づき、条例第24条で付加した事項を含む。)
- (2) 条例第13条第1項に規定する対象建築物等の建築等にあつては、条例別表1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準
- (3) 旅客施設(条例別表1 31の項に掲げるものを除く。)の建築等にあつては、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則(以下「条例規則」という。)別表第3 1の32の項に掲げる基準
- (4) 前3号に掲げる以外のものにあつては、別表1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準

(優良プレートの交付基準)

第4条 優良プレートの交付基準は、前条の基準に加え、別表2の左欄に掲げる施設に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準とする。

(交付の申請等)

第5条 適合ステッカーの交付を受けようとする者は、みやこユニバーサルデザイン適合建築物マーク交付申請書(第1号様式)に、条例規則別表第2に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 優良プレートの交付を受けようとする者は、みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク交付申請書(第2号様式)に、条例規則別表第2に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。
- 3 前2項の申請に当たり、「京都市人にやさしいサービス宣言事業実施要綱」の対象となる者については、同要綱の規定による宣言ステッカーの交付を受けるよう努めるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、条例第10条第1項に定める完了検査の申請をもって、第1項及び第2項の規定による交付の申請があったものとみなす。

(添付図書の省略及び変更)

第6条 市長は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請内容等に応じ、同項に規定する図書の一部を省略し、又は変更することがある。

2 条例第7条第1項の規定による協議をした者は、第5条の規定にかかわらず、条例規則別表第2に掲げる図書の添付は要しない。

(検査)

第7条 市長は、第5条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、当該申請に係る建築物等が、それぞれの申請に係る適合ステッカー又は優良プレートの交付基準に適合しているかどうかを検査するものとする。ただし、法第14条第1項の規定の適用を受ける特別特定建築物にあつては、これに代えて、みやこユニバーサルデザイン適合建築物マーク交付申請書(第1号様式)又はみやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク交付申請書(第2号様式)に、建築基準法に基づく検査済証の交付年月日及び検査済証番号(第2号様式にあつては、当該年月日及び当該番号に加え、優良プレートの交付基準への適合状況)が記載されていることを確認するものとする。

(適合ステッカーの交付)

第8条 市長は、前条の規定により第3条に規定する適合ステッカーの交付基準に適合していると認めるときは、当該建築物等の建築主等に対して適合ステッカー(第4号様式)を交付するものとする。

(優良プレートの交付)

第9条 市長は、第7条の規定により第4条に規定する優良プレートの交付基準に適合していると認めるときは、当該建築物等の建築主等に対して、優良プレート(第5号様式)を交付するものとする。この場合において、前条の規定による適合ステッカーの交付は行わないものとする。

(マークの掲示)

第10条 適合ステッカー又は優良プレートの交付を受けた建築主等は、当該マークを当該建築物等の主たる出入口付近の見やすい位置に掲げるものとする。

(優良プレートの交付を受けた建築物等の公表)

第11条 市長は、優良プレートの交付を受けた建築物等の建築主等の同意を得て、当該建築物等の名称、用途、敷地の地名地番及び写真を公表することができる。

(相互連携)

第12条 市長は、この要綱の実施に当たっては、京都市人にやさしいサービス宣言事業との連携を図り、建築物等及びサービスの両面で、人にやさしいまちづくりの推進に努めるものとする。

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則
 (施行期日)
 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
 (施行期日)
 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則
 (施行期日)
 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則
 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表1 (第3条第4号関係)

区 分		基 準	
1	物品販売業を営む店舗(薬局を除く。)	用途面積が200平方メートル未満のもの	条例 2の表1の項、2の項、3の項(第4号を除く。)、4の項(第2号を除く。)、7の項、9の項(第1号ウ、第5号、第6号、第11号及び第13号を除く。)及び10の項に掲げる基準
2	事務所(官公署を除く。)	用途面積が2,000平方メートル未満のもの	条例 2の表1の項から3の項まで、4の項(第2号、第8号及び第9号を除く。)、7の項、8の項(第1号を除く。)、9の項(第1号ウ、第5号、第6号チ及び第9号から第13号までを除く。)及び10の項(第2号を除く。)に掲げる基準
3	共同住宅又は寄宿舎	用途面積が2,000平方メートル未満かつ住戸の数が50戸未満のもの	条例 2の表1の項から3の項まで、4の項(第2号、第8号及び第9号を除く。)、7の項、8の項(第1号を除く。)、9の項(第1号ウ、第6号、第7号及び第9号から第13号までを除く。)及び10の項(第2号を除く。)に掲げる基準
4	飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	用途面積が200平方メートル未満のもの	条例 2の表1の項、2の項、3の項(第4号を除く。)、4の項(第2号を除く。)、7の項、9の項(第1号ウ、第5号、第6号、第11号及び第13号を除く。)及び10の項に掲げる基準

5	クリーニング 取次店、質屋、 貸衣装屋その 他これらに類 するサービス 業を営む店舗	用途面積が20 0平方メートル 未満のもの	条例 2の表1の項、2の項、3の項（第4号を除く。）、4の項（第2号を除く。）、7の項、9の項（第1号ウ、第5号、第6号、第11号及び第13号を除く。）及び10の項に掲げる基準
6	自動車教習所 又は学習塾、 華道教室、囲 碁教室その他 これらに類す るもの	用途面積が50 0平方メートル 未満のもの	条例 2の表1の項から3の項まで、4の項（第2号、第8号及び第9号を除く。）、7の項、8の項（第1号を除く。）、9の項（第1号ウ、第5号及び第9号から第13号までを除く。）及び10の項（第2号を除く。）に掲げる基準
7	工場	用途面積が3, 000平方メー トル未満のもの	条例 2の表1の項から3の項まで、4の項（第2号、第8号及び第9号を除く。）、7の項、8の項（第1号を除く。）、9の項（第1号ウ、第5号、第6号チ及び第9号から第13号までを除く。）及び10の項（第2号を除く。）に掲げる基準
8	自動車の停留 又は駐車のため の施設（一般 公共の用に供 するものに 限る。）	駐車台数が50 台未満のもの （用途面積が 2,000平方 メートル以上の ものを除く）	条例 2の表1の項から3の項まで、4の項（第2号を除く。）、7の項、8の項（第1号を除く。）、9の項（第1号ウ、第5号及び第9号から第13号までを除く。）及び10の項（第2号を除く。）に掲げる基準
9	神社、寺院、 教会、その他 これらに類す るもの	用途面積が50 0平方メートル 未満のもの	条例 2の表1の項から3の項まで、4の項（第2号、第8号及び第9号を除く。）、7の項、8の項（第1号を除く。）、9の項（第1号ウ、第5号、第6号チ及び第9号から第13号までを除く。）及び10の項（第2号を除く。）に掲げる基準

別表2（第4条関係）

施 設		基 準
1	条例別表2 9の項第1号 に掲げる経路	<p>(1) 通路・廊下等は、次に規定するものであること。</p> <p>ア 床面に段差がある部分（令第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造の昇降機を設ける場合を除く。）に、勾配が、12分の1を超えない傾斜路を設置すること。</p> <p>イ 幅員は、130センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 出入口等は、次に規定するものであること。</p> <p>ア 主要な出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(3) 建築物等（平屋建て及び第1号アに規定する傾斜路を設けている部分を除く。）には、当該経路に、条例別表2 9の項第6号に規定する昇降機（ただし、籠の奥行きは135センチメートル以</p>

		上のものに限る。)又は令第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造の昇降機を設置すること。
2	便所	(1) 条例別表2-4の項第1号に規定する便所を設置すること。 (2) オストメイト（人工肛門又は人口膀胱を使用している者をいう。）が当該便所を円滑に利用するための汚物流し、洗浄装置その他の設備を設置すること。

みやこユニバーサルデザイン適合建築物マーク交付申請書

(あて先) 京 都 市 長		年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 ー
京都市みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク等交付要綱第5条第1項の規定により、みやこユニバーサルデザイン適合建築物マークの交付を申請します。		
建築主又は建物所有者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 ー	
代 理 者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 ー	
工 事 施 工 者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 ー	
敷地の地名地番		京都市 区
対象建築物等の概要	要綱の適用を受ける部分の用途	
	工事種別等	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途の変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替え <input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> その他 ()
	階 数	地上 階 地下 階
	延 べ 面 積	平方メートル
対象建築物等の名称		
工事完了年月日		年 月 日
建築基準法に基づく検査済証交付年月日及び番号		年 月 日 第 号
※受付欄		年 月 日 第 号

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 ※印の欄には、記入しないでください。

みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク交付申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名) 電話 ー

京都市みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク等交付要綱第5条第2項の規定により、みやこユニバーサルデザイン優良建築物マークの交付を申請します。

建築主又は建物所有者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名) 電話 ー
代 理 者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名) 電話 ー
工 事 施 工 者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名) 電話 ー
敷 地 の 地 名 地 番	京都市 区
対象建築物等の概要	要綱の適用を受ける部分の用途
	工 事 種 別 等 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途の変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替え <input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> その他 ()
	階 数 <p style="text-align: center;">地 上 階 地 下 階</p>
	延 べ 面 積 <p style="text-align: center;">平方メートル</p>
対象建築物等の名称	
工事完了年月日	年 月 日
建築基準法に基づく検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※1 対象建築物等の名称、用途及び敷地の地名地番の公表	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
※2 受 付 欄	年 月 日 第 号

※3 優良プレートの 交付基準への 適合状況	通路・廊下	<input type="checkbox"/> 床面に段差がない、又は床面の段差がある部分に勾配が1/2以下の傾斜路を設けている。
		<input type="checkbox"/> 有効幅員は、130センチメートル以上である。
	便所	<input type="checkbox"/> 車椅子利用者用便房を設けている。
		<input type="checkbox"/> オストメイト配慮設備を設けている。

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 ※1の欄において、「希望する」を選択された場合は、京都市のホームページ等に掲載しますので、対象建築物等の名称の欄には、掲載する名称を記入してください。

3 ※2の欄には、記入しないでください。

4 ※3の欄については、各基準へ適合していることを確認のうえ、レ印を記入してください。全ての基準を満たさなければ、優良プレートの交付対象になりません。

第3号様式（第8条関係）



適合ステッカー（大きさ：10cm×12cm）



優良プレート（大きさ：12cm×15cm）